

第2編 地震災害対策計画

第1章 地震災害予防計画

第1節 地盤災害の予防

第1 基本的な考え方

地震による被害は地盤によって大きく異なる。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、当該地域の地形、地質、自然特性及び災害特性を十分に把握し、最も適した土地利用を計画的に実施する必要がある。しかし、地盤の危険性の高い地域にも高度な土地利用が行われているのが現状である。このため、今後適正な土地利用を推進するとともに、地震災害時の崩壊危険地域や液状化危険地域等の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第2 崩壊危険地域の予防対策

1 地すべり災害の防止対策

通常の地すべりは緩斜面に多く、地層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、以下の対策を促進する。

(1) 土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり危険地の把握、周知

県は、地すべりによる危険がある地域について、「土砂災害防止法」に基づき、基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等（地すべり）の指定及び周知に努めている。

また、県は、農林水産省（農村振興局、林野庁）の地すべり危険地について、調査を実施し危険箇所の把握、及び周知に努めている。そのうち、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長、誘発のおそれの極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものは「地すべり防止区域」として国土交通大臣又は農林水産大臣が指定している。

そこで、県は、町及び地域住民の協力を得て、逐次、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進する。

(2) 地すべり防止対策工の実施

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき重要度に応じ、順次その防止工事を実施する。

地すべり防止工事には、地すべりを安定させる抑制工と地すべりに対する抵抗力を付加することで、その安定化を図るが起こらないようにする抑制工と地すべりを抑える抑止工があり、状況に応じてそれらの工事を実施していく。

なお、未指定箇所にかかる危険箇所については、危険度等に応じ指定の促進を図ると共に、対策工事を実施する。

(3) 警戒体制の確立

地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり防止区域に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えると

ともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るとともに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に町民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

現在、県土木部砂防課、農地整備課及び森林整備課のホームページ並びに各町のハザードマップにより、指定区域（土砂災害警戒区域等・地すべり防止区域）、地すべり危険地の位置が確認できるので、このホームページ等を十分に活用し、地域町民の認識を高める。

町は、土砂災害防止法に基づき町地域防災計画において、土砂災害警戒区域にかかる土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、地すべりのおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布するなど必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内に要配慮者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても町地域防災計画に規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

2 急傾斜地崩壊危険区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、危険度の把握のため危険度の高い急傾斜地の調査の促進を図る。

(2) 崩壊防止対策の実施

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。

町及び県は、急傾斜地の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、周辺町民等に周知徹底を図る。特に、町は、周辺町民に対し、急傾斜地崩壊危険区域及び避難先・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。

急傾斜地崩壊対策工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

(3) 警戒・避難体制の整備

町、県及び国土交通省中国地方整備局は、地震時の災害発生防止のため、危険度の高い急傾斜地の周辺では危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する町民への指導を実施する。また、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。

危険地域の町民においても、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に留意するとともに、町民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

町は、土砂災害防止法に基づき町地域防災計画において、土砂災害警戒区域にかかる土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊のおそれがある場合の避難先に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われる

ために必要な事項について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布するなど必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内に要配慮者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても町地域防災計画に規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(4) 住宅移転の促進等

町及び県は災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。また、土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）の促進を図る。

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、町民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、町と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

3 土石流災害の予防対策

(1) 土砂災害警戒区域等（土石流）の砂防地指定

土砂災害警戒区域等（土石流）に対しては「砂防法」に基づいて砂防指定地に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、危険度の把握のため土砂災害警戒区域等（土石流）の調査の促進を図る。

(2) 土石流対策工の実施

国土交通大臣により砂防指定地に指定された土地に対しては、土石流対策として、砂防工事の実施及び土砂災害防除のための立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

砂防工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

(3) 警戒体制の確立

地震による災害発生防止のため、危険度の高い溪流の周辺で保全・管理に関する町民への周知・指導を実施する。

県は土石流が発生した場合には町民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域の土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定する。さらに、土砂災害警戒区域のうち特に町民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

町は、土砂災害防止法に基づき町地域防災計画において、土砂災害警戒区域にかかるごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土石流のおそれがある場合の避難先に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布するなど必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内に要配慮者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても町地域防災計画に規定し、円滑な警戒避難が行えるようにす

る。

(4) 住宅移転の促進等

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれがあるが急迫していると認めながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、町民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある大きいと認めるときは、町と連携調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

関係機関及び町は連絡調整を図った上、各種制度の活用により、人命、財産等を土石流から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

4 土砂災害防止法による防止対策

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法により溪流や斜面及びその下流などの急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について基礎調査を実施し、結果について公表するとともに、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、町民に著しい危害が生ずるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

県は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や要配慮者利用施設建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可し、県又は町は居室を有する建築物は、作用すると想定される力に対して建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。また、県は土砂災害の発生するおそれが急迫しており町民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれの大きい建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に町民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

ア 警戒避難体制の整備

町は、法7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、奥出雲町地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図る。

- (ア) 土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、住民等への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項
- (イ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (ウ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用しての円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(3) ハザードマップによる周知

町は、土砂災害警戒区域等や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し町民に周知する。

(4) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、法第9条に基づき、土砂災害特別警戒区域として指定したときは以下の措置を講ずる。

ア 住宅分譲地、社会福祉施設、学校及び医療移設のための開発行為に関する規制

イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制

県は、居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。

ウ 建築物の所有者等に対する移転等の勧告

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、町と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行うことができる。

エ 移転者への資金等の支援（住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助）

(5) 重大な土砂災害が急迫している状況における対応

法28、29条に基づき県は地滑り、国は河道閉塞に起因する土石流及び河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民への避難勧告・避難指示の判断等が行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施する。

(6) 土砂災害に関する情報提供

ア 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

(ア) 県及び松江地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害警戒情報を共同で発表する。

また、県は、この補足情報として、危険度レベルを土砂災害予警報システムで町へ提供するとともに、県ホームページ「しまね防災情報」でも提供する。

(イ) 町は、大雨警報、土砂災害警戒情報及び補足情報等(下表)を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難指示等の災害応急対策が適時適切に行えるよう、地域防災計画に明示する。

土砂災害警戒情報の補足情報（危険度レベル）

相当する警戒レベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法
警戒レベル5相当	災害切迫	レベル5土砂災害特別警報の基準を超過している状態 命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況 直ちに身の安全を確保
警戒レベル4相当	危険	レベル4土砂災害警報の基準を超過している状態 重大な土砂災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況
警戒レベル3相当	警戒	レベル3土砂災害警報の発表基準 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 避難準備の目安 要配慮者は避難開始の目安
警戒レベル2	注意	レベル2土砂災害注意報の発表基準 土砂災害への注意が必要 今後の雨の降り方に注意

イ 住民等への土砂災害警戒区域等の周知

県は、土砂災害警戒区域等の公示図書を町へ送付するとともに、県土整備事務所等での図書の縦覧、ホームページ「マップonしまね」に掲載するなどにより、土砂災害警戒区域等の住民への情報提供を行う。

県は、基礎調査の結果を町長に通知するとともに、ホームページ「マップonしまね」に掲載し公表する。

町は、県から受け取った土砂災害警戒区域等公示図書データを元に、土砂災害警戒区域や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し、住民に周知する。

ウ 住民等への緊急調査結果に基づく情報等の周知

県又は国は、法31条に基づき、緊急調査の結果から当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を町長に通知するとともに、住民に周知するために必要な情報提供を行う。

5 地震災害後の土砂災害の予防対策

地震災害後は地盤が緩んでいるため、降雨などの他の自然条件でも土砂災害が発生しやすくなるので、崩壊危険地域の点検、降雨時の土砂災害警戒情報発表暫定基準を策定している。

第3 液状化危険地域の予防対策

1 液状化現象の調査研究

県東部を中心として沖積層の堆積している地域ではその地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

町及び県は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、

当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果の町民への普及に努める。

2 液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して、以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ施設整備に反映させる。

(1) 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

ア 地盤改良による工法

- (ア) 地盤を液状化しない材料と入れ替える置換工法
- (イ) 振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法
(サンドコンパクション工法等)
- (ウ) 押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法
- (エ) 地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法（深層混合処理工法）
- (オ) 地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等（グラベルドレーン工法）

イ 構造物で対応する方法

- (ア) 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
- (イ) 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

(2) 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても、建築物が大きな被害を受けないよう建築物の耐震化工法を施しておくことも重要である。

地盤に液状化の可能性がある場合は、下記の対策工法が有効である。

ア 置換え、締め固め、固化等の有効な地盤改良を行う。

イ 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎やベタ基礎とする。

ウ 基礎杭を用いる。

(3) 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。なお、それぞれの対策工法の概要は以下のとおりである。

ア 管路に施す工法

(ア) 既存施設の技術的改良

既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、耐震性の低い施設については既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。

(イ) 新設管の耐震化

- a 管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い必要に応じ地盤改良等の対策を施す。
- b ダクダイル鑄鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性向上に努める。
- c 管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。

イ 地盤改良工法

上記アに同じ

3 液状化ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町は、液状化被害の危険性を示した図等に避難場所など、地震が発生したときの円滑な避難を確保するために必要な事項を記載した液状化ハザードマップを作成し、住民へ周知するよう努める。

第4 造成地の予防対策

1 災害防止に関する指導

造成地に発生する災害の防止は都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法及び土砂災害防止法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認、特定開発行為等の許可の審査並びに当該工事の施工に関する指導監督を通じて行う。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、定期的な巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

2 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

また、都市計画区域外において、土砂災害特別警戒区域内の土地については住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、土砂災害防止法に基づき、基準に従ったものに限って許可する。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成を予定する土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第5 土地利用の適正化

1 土地条件の評価

(1) 土地自然情報の整備

地形、地質、地盤、河川、土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析し、適正かつ安全な土地利用の推進に資する。

(2) 災害強度評価の実施

上記の情報を用いて、対象とする土地の地震に対する強度をいろいろな観点から評価し、その結果に基づいた適切な土地利用や対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、防災カルテや防災マップ等の形で公開していくこととする。

(3) 情報の公開

上記で整備する土地自然に関する情報や評価結果について、広く一般町民に対して公開することにより、町民の意識を啓発し、町民と行政が協力した土地利用の適正化事業の推進に資する。

2 土地利用の誘導、規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、さらに土砂災害防止法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 建築物・公共土木施設災害の予防

第1 基本的な考え方

地震発生時の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物としての公共施設をはじめ道路、鉄道等の交通施設、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、河川、その他の公共土木施設は、町民の日常生活、経済活動、また地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。

これらの公共施設について、災害後、直ちに機能回復を図ることは勿論、事後の応急復旧よりも、事前の予防措置を講じることが、はるかに重要かつ有効である。

このため、人的被害を防止し、応急対策活動拠点や被災者救護施設の確保を図る。

また、町は復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を行う。

第2 建築物の災害予防

1 建築物の防災体系の整備

(1) 建築物防災推進体制の整備

耐震診断・耐震改修及び応急危険度判定や被災度区分判定等を行う建築技術者を養成するため講習会の開催や情報の提供を行う。

災害対策活動を行う技術者の確保や技術の開発・実施方策等について、平素より建築関連団体との協力・支援体制を整備し情報交換等を行う。

(2) 災害予防意識の啓発

地震に対する建築防災に関して情報の提供や広報活動、講習会の開催及び相談窓口の設置などを行い、町民や建築技術者の意識の啓発を図る。

また、各種の助成制度を活用して民間住宅の耐震化を促進する。

(3) 空家等の状況確認

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 建築物の耐震化の推進

(1) 防災上重要な建築物の耐震化

町は、防災上重要な施設のうち重点的に耐震化を図る建築物（防災上重要な建築物）を指定して耐震性能の調査を行い、必要に応じて耐震改修等の耐震化や人的被害の防止措置の促進を図る。

(2) 既存耐震不適格建築物の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した「奥出雲町建築物耐震改修促進計画」により、助成制度を活用して耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

(3) 人的被害の防止措置

町及び施設管理者は、多数の人が通行する道や通学路及び災害時の避難路に面して設置されているブロック塀や看板・建物飾りの倒壊又は落下、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。この際、町及び県は、地震により人的被害が発生するおそれがある場合は、その管理者に対して倒壊や落下防止の措置を講ずるよう指導する。

3 建築物の不燃化の推進

(1) 密集住宅市街地等の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な状況にあり、このような地域については建築物の不燃化を特に推進する必要がある。

(2) 消防水利・防火水槽等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

(3) その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。
また、都市公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(4) 建築物の防火の推進

県は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

(5) 消火活動困難地域の解消

町及び県は、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

(6) 延焼遮断帯等の整備

町及び県は、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

第3 まちの不燃化

1 都市の防災構造化の推進

町は、都市地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。また、安全で良好な市街地の形成に向け、町民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、町民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難先・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な都市整備事業を重層的に実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進していく。

2 公園等の整備

(1) 道路の整備

道路は、町民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、地震災害時には、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、都市内の道路については多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園や緑地は、都市内の緑のオープンスペースとして、町民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における避難先・避難路、延焼遮断あるいは救護活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。町は、都市公園法、都市緑地法等に基づき、これらの都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに緑地の保全を図る。

また、農村公園は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進と憩いの場を提供し、併せて生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時には避難先として防災上重要な役割を持っている。町はそれらの整備を推進する。

さらに、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難先としての機能を強化する。

町は、都市公園、運動公園その他の公園施設のうち、災害時における避難先、救護活動、物資集積、応急給水等に活用できる施設について、地域防災拠点（防災公園）として位置付け、防災機能の確保に努めるものとする。

(3) 共同溝等の整備

町及び県は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

3 市街地整備事業による整備

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地整備事業を活用する。

(1) 市街地再開発事業の推進

近年の都市化の進展に伴い都市部及び周辺地域において災害危険性が増大しているが、再開発事業を活用し、建築物の共同化、不燃化等を促進することにより避難先及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて地域の防災活動の拠点整備を図る。

実施に当たっては、町等を通じて関係権利者等への事業の目的、効果等の周知を図り、都市再開発法に基づく市街地再開発組合等の民間活力を活用し実施する。

(2) 土地区画整理事業の推進

近年の都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたり、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われてスプロール化が進行している箇所がある。また、老朽化した建築物の多い木造密集市街地については、出火による被害が予想される。

町及び県は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るほか、防災拠点との連携により、道路、公園

等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備により、安全な市街地の形成を図る。

第4 ライフライン施設の安全化

ライフラインの被災は、安否確認、町民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、L Pガス、通信サービス等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

1 上水道施設の安全性の確保

民間事業者等との協定締結などにより発災後における上水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後に迅速に復旧できるよう、上水道システムにおける基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所あらかじめ定めておくなど対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

(1) 水道施設の現況

地震被害としては送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高い。

(2) 自主保安体制の構築

町は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に施設の耐震化を推進していくものとする。

ア 貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造をふまえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。

イ 送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管や水道配水用ポリエチレン管に取り替える。

ウ 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備又は耐震化する。

エ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。

オ 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。

カ 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。

キ 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

(3) 防災教育・訓練の充実

各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

また、地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。

2 下水道施設の安全性の確保

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後に迅速に復旧できるよう、下水道システムにおける基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所あらかじめ定めておくなど対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に

復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

(1) 下水道施設の現況

町では、公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽等により処理を行っている。特に、地震被害としては、管渠の折損並びに継手部の漏水が想定され、軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高い。

(2) 自主保安体制の構築

町は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

- ア 下水道施設の整備・保守・点検
- イ 協定等に基づく相互応援体制の整備
- ウ 災害時用の資機材の整備

(3) 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

3 電気施設の安全性の確保

町は、必要に応じて中国電力(株)、中国電力ネットワーク(株)が行う予防対策に協力する。

4 ガス施設の安全性の確保

町は、必要に応じてガス事業者が行う予防対策に協力する。

5 電気通施設の安全性の確保

町は、必要に応じて電気通信事業者が行う予防対策に協力する。

電気通信事業者は、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

6 災害発生時の応急体制の整備

(1) 基本的事項

ライフライン等施設に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、町、県及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

(2) 応急体制の整備

町は、地震災害時に効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

ア 職員の動員・配備体制等の整備

職員を地震発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

町は、職員が地震発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

イ 動員計画の策定

町は、あらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等

について具体的に計画しておく。

ウ 非常参集体制の整備

- (ア) 町は、参集基準を明確化し、実情に応じ職員の非常招集体制の整備を図る。
- (イ) 連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。
- (ウ) 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

エ 応急活動マニュアル等の整備

町は、必要に応じ応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

オ 当直員等による体制の確保

勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な配備体制が確保できるよう、当直員等による24時間体制で対応する。

カ 登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に大規模な地震が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能な体制づくりに努めるものとする。

キ 災害対策本部室等の整備

町は、以下の点に留意して対策本部室等の整備を行うものとする。

- (ア) 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備
- (イ) 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び地震・浸水等に対する安全の確保
- (ウ) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備
- (オ) 応急対策用地図

(3) 広域応援体制の整備

町は、平常時から相互応援協定の締結による応援体制の整備を推進しておく。

現在、町及び消防本部が締結している協定は、次のとおりである。

協 定 名	締 結 先	締結年月日
災害時の相互応援に関する協定書	島根県及び島根県内の市町村	平成8年2月1日
島根県下市町村及び消防にかか一部事務組合の相互応援に関する協定書	島根県下市町村及び消防にかか一部事務組合	昭和52年4月1日

(4) 防災資機材の整備

町は、平常時から防災資機材の整備に努める。

7 災害救助法等の運用体制の整備

大規模地震の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、町の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等を習熟しておく。

(1) 災害救助法等の運用への習熟

ア 災害救助法運用要領への習熟

災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

イ 災害救助実務研修会等

県は、地震発生時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会を実施する。

町の担当者は、自己研さん等により、その内容に充分習熟しておく。

ウ 必要資料の整備

町は、「災害救助の実務」(厚生労働省社会局施設課監修)、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

(2) 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成するものとする。

第5 交通施設の安全化

1 道路施設

町及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

(1) 現況

本町の道路網は、東西方向に延びる一般国道432号、314号を中心として県道が南北方向に延びており、これらが町の幹線道路となっている。

一方、町道及び農道、林道は、それぞれの地域の生活と幹線道路とを結ぶ重要な役割を担っている。

(2) 計画

国道、県道、町道及び農道、林道等の各管理者は、各々の管理する道路について整備を行うとともに、土砂崩壊や落石等の危険箇所については、法面防護工等の実施、また橋梁等の道路構造物については耐震性確保のための補強等の対策を実施し、地震時の避難及び緊急物資等の輸送に支障が生じないように整備を行う。

なお、対策の実施に当たっては、被害想定の結果を参考とする。

ア 道路の整備

各道路管理者は、地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を行う。

また、災害時において幹線道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路を避難路と同等に位置付け、あらかじめ調査し、緊急時に備え整備を行う。また、集落の孤立化を防ぐため、う回路にもなる町道及び農道の安全確保に努める。

イ 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、落石等通行危険箇所について、日常点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所から、順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。

ウ 橋梁等の耐震化対策

各道路管理者は、橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補強を行い耐震性の確保を図る。

エ トンネルの安全対策

トンネルの安全確保のため、所管トンネルについて日常点検を実施し、補強対策工事が必要な箇所については、補強を実施する。

2 鉄道施設

(1) 計画目的

この計画は、西日本旅客鉄道株式会社防災業務計画に基づいて、旅客鉄道事業及び関連事業に係わる車両、施設、設備等の災害対策について、迅速適切に処理すべき業務を定め、輸送の円滑化を図ることを目的とする。

(2) 実施の方針

この計画は、輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め輸送の確保を図るとともに、他支社及び他の輸送機関並びに関係地方自治体、その他の防災機関と密接な連携のもとに、万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

(3) 施設等に対する災害予防対策

線路建造物等の施設については次により防災対策を講ずるものとする。

ア 線路建造物等の施設については、設計基準によって安全設計がなされているが、耐震性等を把握するため定期検査を実施し、その機能が低下しているものについては、補強又は取替え等の計画を定める。

イ 地震発生時における線路建造物等の災害警備発令基準及び非常召集計画等を定める。

ウ ガル値階（震度値を含む）による線路巡回計画等を定める。

(4) 防災業務施設及び設備の整備

関係防災機関及び地方公共団体との緊急な連絡、部内機関相互における警報等の伝達及び情報収集を円滑に行うため、通信設備及び地震に関する警報装置等を整備する。

(5) 防災上必要な教育及び訓練

ア 関係社員に対し、講習会の開催及び資料の配布等を行うとともに、日常業務を通じて必要な教育を行う。

イ 関係社員に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災機関が行う合同訓練には積極的に参加し必要な知識の修得に努める。

(6) 人員、資機材等の確保

ア 災害復旧に必要な人員、資機材等の確保を図るため非常招集計画を定め必要な資機材を常備しておくとともに、関係協力事業者との協議要領を定めておく。

イ 復旧作業に必要な資機材及び災害予備用貯蔵品を備蓄している箇所は定期点検、保有数の確認及び機能保持等に努める。

ウ 自動車を保有する関係各長は、災害復旧に必要な人員、緊急輸送用自動車の指定及び輸送

計画を定め、警察関係に確認申請を行う

第6 農業用施設の耐震化

1 農業用ため池

(1) 現況

町内には多くの農業用のため池があるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。それらは、地震に対する安全性が考慮されていない場合が多く、地震の際に決壊の危険があり、下流の家屋、公共施設、農作物、人畜及びその他の施設に被害をおよぼすおそれがある。

(2) 対策

農業用ため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」及び「ため池管理マニュアル」を参考に、適正な管理をため池管理者に対し指導する。老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策への支援を行う。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、防災重点ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。また、ハザードマップ等を作成し、地域住民等に周知する。

第3節 危険物施設等の安全対策

第1 基本的な考え方

関係機関は、地震による危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上及び自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

第2 消防法に定める危険物施設の予防対策

1 予防計画

過去の地震災害の経験から、消防法をはじめ関係法令の一部が改正され、耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、施設の整備には自ずと限りがある。

特に、軟弱な地盤地域では地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いことから、消防本部及び各事業者が計画的に防災教育、防災訓練を行うなど、災害対応の強化を図っていく必要がある。

このため、消防本部は、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。

第3 高圧ガス施設の予防対策

1 予防計画

(1) 施設の耐震性強化

ガス導管の施設は、ポリエチレン管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管(溶接、又は機械的接合)等耐震性のあるものとする。

(2) 保安指導、保安教育

消防本部は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令(高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)に基づき、保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を、以下の事項について指導する。

ア 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取扱

イ 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員等が非常時にとるべき措置

(3) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

ア 定期自主検査を行い、必要事項を保存

イ 防災設備の維持管理、整備及び点検

ウ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

エ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

第4 火薬類施設の予防対策

1 予防計画

(1) 保安指導、保安教育

消防本部は、地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

ア 島根県火薬類保安協会連合会の協力のもとに、火薬類取扱保安責任者講習会等を随時開催し、非常時にとるべき措置等災害対応及び予防の教育に努める。

イ 火薬類取扱業者が定める保安教育計画の認可に際し、災害対応及び予防の観点から十分な指導を行う。

(2) 自主保安体制の確立

火薬類取扱業者は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

ア 火薬庫の所有(占有)者は、年2回以上定期自主検査を実施

イ 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立

ウ 防災設備の維持管理、整備予備点検

エ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

第5 毒劇物取扱施設の予防対策

1 予防計画

町は、毒劇物取扱施設の実態把握に努める。県は立入検査等法令に基づく規制の強化に努める。

(1) 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備

(2) 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備

(3) 治療方法を記した書類の整備

第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成8年7月18日施行）により、第7次地震防災緊急事業5箇年計画（令和8年度～令和12年度）を策定し、以下の事業の整備を図っている。

1 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート等
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は、補強を要するもの
- (12) (7)から(11)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
- (14) 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (15) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (16) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (17) 地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (18) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (19) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (20) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (21) その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第5節 防災活動体制の整備

第1 基本的な考え方

地震災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、町の防災組織及び防災体制を整備する。そのため、地震災害時の災害対策本部及び初動体制の確立等を整備しておくとともに、町及び防災関係機関相互の連携体制及び広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備含む）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、町は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図るものとする。

この場合において、都市公園、運動公園その他の公園施設については、災害時における避難、防災活動、物資集積、応急給水等に活用できる施設を地域防災拠点（防災公園）として位置付け、防災機能の確保に努めるものとする。また、災害応急対策活動を円滑に実施するため、防災備蓄倉庫、防災資機材倉庫、除雪機械格納庫その他必要な防災関連施設の整備及び維持管理に努めるものとする。

第2 災害対策本部体制の整備

1 趣旨

町は、地震災害時に効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討するものとする。

2 初動体制の整備

(1) 動員計画の策定

町は、地震災害時における職員の動員配備計画を定めておく。

町は、所属長等があらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

(2) 非常参集体制の整備

町は、参集基準及び参集対象者を明確化し、実情に応じ、職員の安全確保に十分に配慮しつつ、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

なお、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努めるものとする。

(3) 応急活動マニュアル等の整備

町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用 방법等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(4) 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

3 登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に大規模な地震災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

第3 防災中枢機能等の確保・充実

1 趣旨

町は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努める。

2 防災中枢機能の整備

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、地震災害に伴う耐震化及び停電対策を施すとともに、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

第4 広域応援協力体制の整備

1 趣旨

大規模地震災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より体制を整備しておく。

2 町・消防本部間の相互協力体制の整備

町は、平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

3 町、県と自衛隊との連携体制の整備

- (1) 町、県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。
- (2) 町、県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (3) 町、県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。
- (4) 町及び県は、円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を整える。

4 防災関係機関・企業等との連携体制の整備

(1) 共通

- ・ 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町、県及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。
- ・ 町、県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- ・ 町及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- ・ 民間事業者には委託可能な災害対策に係る（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送・避難者の輸送等）については、あらかじめ、町、国及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送渠底として活用可能な民間化事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
また、県は町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するように努める。
- ・ 町、国及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(2) 警察

雲南警察署及び県警察本部は、警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国四国管区警察局と緊密な連携を図り、大規模地震災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

また、警察災害派遣隊については、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図る。

(3) 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(4) 建設業協会

建設業協会は、町、県、国との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援体制の整備に努める。

(5) 日本赤十字社島根県支部

日本赤十字社島根県支部は、県と締結している「災害救助に基づく救助業務委託契約書」を踏まえ、医療、助産、死体の処理等の災害救助活動の支援体制の整備に努める。

(6) 国土交通省中国地方整備局

国土交通省中国地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。

(7) 運送事業者である公共機関

- ア 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、町、県等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うこ

とができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行うものとする。

- イ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

5 応援計画及び受援計画の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

町、県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び格業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

- (1) 町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な手順を整えておくものとする。
- (2) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

第5 災害救助法等の運用体制の整備

1 災害救助法等への習熟

(1) 趣旨

大規模地震災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、町の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等を習熟しておく。

(2) 災害救助法等の運用への習熟

ア 災害救助法運用要領への習熟

町は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

イ 災害救助実務研修会等

町の担当者は、災害発生時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、県等が実施する災害救助法実務研修会等により、その内容に充分習熟しておく。

ウ 必要資料の整備

町は、「災害救助の実務」（厚生労働省社会局施設課監修）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料の整備に努める。

(3) 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成するものとする。

第6 公的機関等の業務継続性の確保

- (1) 町は、地震発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
- (2) 特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代行庁舎の策定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政のバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第7 複合災害体制の整備

- (1) 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。
- (2) 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。
- (3) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第8 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化に努める。

- (3) 市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

第6節 情報管理体制の整備

第1 基本的な考え方

大規模地震災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。町が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・共有するとともに町民に提供するため、ソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

そこで、県は、防災関係機関や県民への情報提供手段の強化、多様化等を図るため、平成11年度から総合防災情報システムを導入して、システム更新を重ねており、町、県及び防災関係機関により今後も研修や訓練の実施に努め活用を図る。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、クラウドコンピューティング技術、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進に取り組む。

第2 情報通信設備の整備

1 防災行政無線

町は、地域内における災害情報の通信にこの防災行政無線を用いる。また、防災行政無線の拡充に努める。

2 非常通信

町は、通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

3 地域衛星通信ネットワーク

（一財）自治体衛星通信機構が通信衛星を利用して提供する通信サービスを、町、県、国及び防災関係機関相互を結ぶ通信網で、消防防災無線及び県防災行政無線等の機能を補完するとともに、地上系と衛星系による伝送路の2重化を図り、音声やファクシミリ電送機能及び映像受信機能を有する。

第3 震度観測情報等伝達体制の整備

1 震度情報ネットワークシステム

県内全19市町村52箇所（県設置分51箇所、気象庁設置分1箇所）に設置する震度計の観測震度を収集・伝達するシステムで、国（消防庁）及び市町村の初動体制の早期確立を目的として整備されており、また、その情報を気象庁に提供することにより、気象庁が発表する震度情報等に活用している。なお、気象庁が発表対象としている震度観測点には、県がシステムで収集するもののほか、気象庁及び防災科学技術研究所が設置するものが含まれている。

2 警報及び注意報等伝達体制の整備

- （1）気象庁と島根県は、気象庁アデス気象情報伝送処理システム）と島根県総合防災情報システムとオンラインで接続し、防災気象情報の整備を開始した。
- （2）関係機関は、地震・津波に関する情報が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報

及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。

- (3) 町、県、報道機関等は、相互に協力し、地震・津波に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定を結び、その円滑化を期するものとする。

また、伝達徹底のため、非常の場合の無線通信の利用（電波法第74条、災害対策基本法第57条）についても考慮し、体制の整備を図る。

第4 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

(1) 基本的事項

災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、町、県、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ無人航空機、車両、SAR衛星を含む衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 情報収集伝達機器の整備等

町及び県（防災部消防総務課、防災危機管理課）は、災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

移动通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移动通信、公共安全モバイルシステム、業務用移动通信、アマチュア無線等による移动通信系の活用体制について整備する。

第5 総合防災情報システムの運用

1 総合防災情報システムの全体構成

総合防災情報システムは、以下のサブシステムから構成されており、県内各種観測情報や災害情報を収集し、町及び関係機関へ的確に伝達できるようになっている。本システムを運用することにより、大規模地震災害が発生した際の災害情報の共有を図り、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。

(1) 災害情報共有システム

各種気象・水象・地象・国民保護・武力攻撃情報等を防災関係機関にWeb画面にて情報伝達し、防災端末においては音声及びポップアップにより重要情報を一斉に通知する。

また、被害状況等の入力や掲示機能による資料掲載により、関係機関の間で情報の共有を迅速に行う。

(2) 防災業務支援システム

備蓄物資情報の管理業務などを支援する。

(3) 情報提供システム

登録制メール、緊急速報メール、ホームページにより県民及び職員に防災情報を提供する。

(4) 防災情報交換基盤

一般財団法人が運営するＬアラートに災害情報共有システムで収集した被害状況や避難情報等を連携させ、メディアを通じて県民に情報提供を行う。

また、水防情報システムや土砂災害予警報システム等の関係システムとのデータ交換を行い、他のサブシステムとのデータ連携を行う。

(5) 運用支援・管理システム

システム研修、データ管理、マニュアル管理、設備管理、監視等を行う。操作訓練・研修できる環境を設け、システム操作の習熟を図る。

第7節 広報体制の整備

第1 基本的な考え方

地震災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、県民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や町民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

第2 町民への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 町は、被災者への情報伝達手段として、特に防災行政無線の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。
なお、地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、外部の通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。
- (2) 町、県及びケーブルテレビ事業者は、ケーブルテレビの特性を活かした災害情報の広報等について検討し、災害広報体制の整備を図る。
- (3) 町、県及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を大規模停電時も含め常に的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。
- (4) 広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。
- (5) 町及び県は、子供や高齢者等では効果的な周知方法が異なることから、世代ごとにわかりやすく情報が伝わるよう、それぞれのニーズに応じた手段を用いて情報発信に努める。
- (6) 町及び県は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、特別警報及び警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (7) 町及び県は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- (8) 町及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第3 報道機関等との連携体制の整備

町、県及び各防災機関は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これらの協定にもとづく放送要請の具体的な手続きの方法について、事前に申し合わせを行う他、被害、被災者の安否情報等の情報について、事前の申し合わせを行うなど、報道機関、放送事業者及び通信事業者との連携体制を構築しておく。

第4 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の地震災害にともない被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、町民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、町は、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、町及び県は関係機関と協議するなど検討しておく。

第8節 避難予防対策

第1 基本的な考え方

地震災害時には、地震火災、土砂災害等のため、町民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。町、県、防災関係機関はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、特に町は、町民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示等のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を伝達できるように平時から必要な体制を整備しておく必要がある。

また、市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

第2 避難体制の整備

1 避難計画の策定

(1) 町の避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、地域自主組織及び自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

なお、指定避難所（被災者収容施設）の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

また、町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ア 避難指示等の判断・伝達マニュアルで定めた避難指示等の発令基準及び伝達方法

イ 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難先への経路及び誘導方法

エ 指定避難所（被災者収容施設）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア） 給水措置

（イ） 給食措置

（ウ） 毛布、寝具等の支給

（エ） 衣料、生活必需品の支給

（オ） 負傷者に対する応急救護

（カ） 要配慮者の救護

オ 指定避難所の管理に関する事項

（ア） 指定避難所の秩序保持

（イ） 収容者に対する災害情報の伝達

（ウ） 収容者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ） 収容者に対する各種相談業務

（オ） 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配

慮、要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保

- (カ) 運営責任者の事前選任
- (キ) 役割分担の明確化

カ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項

- (ア) 指定避難所（避難者収容施設）
- (イ) 給水施設
- (ウ) 情報伝達施設
- (エ) 地域防災拠点（防災公園）として活用する公園施設等の防災機能

キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- (ア) 平常時における広報
 - ・ 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行
 - ・ 町民に対する巡回指導
 - ・ 防災訓練等
- (イ) 災害時における広報
 - ・ 広報車による周知
 - ・ 避難誘導員による現地広報
 - ・ 町民組織を通じての広報

ク 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項

- (ア) 避難行動要支援者等への情報伝達方法
- (イ) 避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- (ウ) 避難行動要支援者の支援における町、避難支援等関係者の役割分担

(2) 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンターなどの都市町施設等、防災上重要な施設の管理者は、町の作成する避難計画を踏まえ、以下に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。町は、防災上重要な施設の管理者の避難計画を作成するに際して必要な指導・援助を行う。

ア 病院

病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

イ 社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ 不特定多数の者が出入りする施設等

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設等においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

(3) 学校等の防災計画等

町及び県は、災害後所管する学校等がとるべき行動を防災計画に明記するよう指導を行うとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進するものとする。災害後は、通信手段の途絶が予想されるので、複数の通信手段を準備し、児童等

の安全な避難を支援できるように努める。

学校等においては、多数の児童等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

ア 防災体制の確立

(ア) 防災計画

地震災害が発生した場合に児童等の生命の安全を確保するため、毎年度防災計画を作成する。計画作成に当たっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時などを想定した地震発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、指定避難所の運営に係る体制などについて、具体的に作成しておく必要がある。

また、地震発生時、児童等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難に当たっての連絡体制の整備等には、特に留意する。

なお、災害後は電話などの連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童等の引き渡し方法等、学校の防災計画についてPTA総会等の場や、学校の広報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

(イ) 防災組織

学校等においては、様々な場面を想定した教職員の参集体制・地震発生直後の初動体制・応急教育の立案・実施、指定避難所の運営などについて、教職員個人の役割分担を明確にしておく必要がある。

また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

(ウ) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を十分発揮するよう適切に行う。特に、施設及び設備の管理は以下の事項に留意する。

① 日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておくこと。

② 安全点検日

毎月一回以上「安全点検日」を定めて、防災の視点からすべての施設及び設備を各担当者がチェックする。

(エ) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、ガス器具類やストーブ等の防火管理に万全を期する。

イ 避難誘導

学校等は、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時など災害の発生時間帯別における児童等行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法、避難先及び避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

ウ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(4) 様々な主体が実施する状況把握の取組の調整

町及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ

め、検討するよう努める。

(5) 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援

町及び県は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所について、情報の把握に努めるとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、町及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

2 避難誘導体制の整備

(1) 避難計画の習熟と訓練

町は、あらかじめ定めた避難計画及び本編第2章第7節「避難活動」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化

町長による避難の勧告・指示等が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、あらかじめ町地域防災計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(3) 避難者の誘導体制の整備

町は、避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路をあらかじめ指定しておき、住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、火災、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

エ 町は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(4) 自主避難体制の整備

町は、土砂災害や危険物の漏洩等のため自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう指導に努めるものとする。

(5) 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第7節「広報体制整備」に示す広報体制に準じ、町民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- ア 音声告知放送を利用して伝達する。
- イ 地域自主組織、自治会及び自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ウ サイレンをもって伝達する。
- エ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- オ テレビ、ラジオ、電話等の利用により伝達する。
- カ 防災行政無線を利用して伝達する。
- キ 携帯端末による緊急速報メールサービスにより伝達する。

町長は、町の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の町民に周知徹底を図る。

なお、地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、地域自主組織、自治会、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の構築

町は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制を構築する。

ア 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ 避難行動要支援者の避難誘導体制の構築

町長は、避難行動要支援者が避難するに当たって、地域防災計画に定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

第3 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と確保

(1) 指定緊急避難場所の指定

町長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

指定緊急避難場所については、町は地震や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定及び整備

ア 指定避難所の指定

町長は、法令に基づく指定避難所について、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な数、規模の施設等を指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

- (ア) あらかじめ管理者の同意を得ておく。
- (イ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。
- (ウ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
- (エ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。
- (オ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (カ) 学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (キ) 指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

イ 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

- ・ 必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、新型インフルエンザ等感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- ・ 指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、事前設置型特設公衆電話、衛星携帯電話・無線LAN・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- ・ 地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度の整備・活用や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。
- ・ 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

ウ 指定避難所における備蓄等の推進

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

なお、町は、指定避難所である学校等の建築物に、備蓄のためのスペースや通信設備の整備

等を進める。必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

(3) 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・整備

町は、指定避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。

2 避難先区分けの実施

町は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し町民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- (1) 避難先区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- (2) 避難先区分けに当たっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
- (3) 避難人口は、夜間人口によるが、避難先収容力に余裕をもたせておく。

3 避難路の選定と確保

町職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

(1) 避難路の選定と確保

町は市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性を十分配慮する。

- ア 避難路は、おおむね8 m以上の幅員を有するものとする。
- イ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ウ 避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。
- エ 避難路沿いには、火災や爆発などの危険性がある工場がないよう配慮する。
- オ 避難路の選定に当たっては、町民の理解と協力を得て選定する。
- カ 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(2) 避難先及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため県警察は次により避難先及びその周辺道路において、駐車禁止や通行止等必要な交通規制を実施する。

4 避難先の町民への周知

町は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。

- (1) 町の広報紙等
- (2) 案内板等の設置
 - ア 誘導標識
 - イ 避難先案内図
 - ウ 避難先表示板
- (3) 防災訓練
- (4) 防災啓発パンフレットの作成、配布
- (5) 防災マップ等の作成、配布

(注)

* やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにも分かりやすく言い換え（書き換え）をした日本語

5 避難誘導標識の整備及び町民への周知

町は、避難先への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先の周知方法に準じて関係町民に対する周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するように努めるものとする。

なお、避難誘導標識の整備に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第4 応急仮設住宅の確保体制の整備

町は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の手配等について、あらかじめ定めておくものとする。

第9節 火災予防

第1 基本的な考え方

地震による被害のうち、火災は発災時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

第2 出火防止

1 全体計画

地震時の出火要因としては、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具の他、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とするものがあげられる。そのため、町及び消防本部は、特に危険性の高い木造密集市街化調整区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、耐震装置や過熱防止機構、感震ブレーカー等の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

2 現状と短期計画

地震が発生したらガス、ストーブ等の火はすぐ消すという意識は普及している。また、耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具も普及している。

今後、出火防止措置の徹底など防災教育を一層推進する。特に新たな出火要因である通電火災や出火危険の高い油鍋等からの出火防止について啓発する。

第3 初期消火

1 全体計画

地震発生時は、同時多発火災が予想され、消防機関は全力をあげて消防活動を展開するが、限界があることから地域の町民、事業所による自主防災体制を充実する必要がある。

そのため、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の充実を図り、町民、従業員による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防機関と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

町及び県は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

2 現状と短期計画

地域及び事業所の自主防災体制の整備は充分とはいいがたく、初期消火能力についても地域や事業所によって差がある。

今後とも地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

第4 消防力の強化

1 全体計画

災害時に予想される同時多発火災に備え、消防機関は、災害対策として大規模地震など多様な災害にも対応する化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、救助工作車等特殊車両の整備、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設を整備していく。

また、広域消防相互応援協定に基づき、大規模災害に対する備えを強化する。

2 現状と短期計画

災害対策として、計画的に消防用資機材の整備を推進する。また、緊急消防援助隊を中心に、応援及び受援を円滑に実施するために必要な準備と訓練を実施する。

第10節 救急・救助体制の整備

第1 基本的な考え方

地震災害時は、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等による被害の危険性があり、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第2 救急・救助体制の整備

1 関係機関等による救急・救助体制の整備

地震災害発生時は、家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

(1) 町、消防本部の救急・救助体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 町は、町内で予想される災害のうち、特に家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

また、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や町との間の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、広域災害救急医療システム（EMIS）の定着を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事象に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

キ 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（略称DMAT。）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 警察の救急・救助体制の整備

ア 県警察本部及び警察署警備部隊の編成計画の整備に努める。

イ 警察用航空機、車両等警察が保有する装備資機材の整備、充実に努める。

ウ 町や関係機関等と、日頃から、相互連絡体制等について十分に検討しておく。

(3) 消防団の救急・救助体制の整備

消防団は、日頃から、地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。

(4) 自衛隊の救急・救助体制の整備

自衛隊は、日頃から町や関係機関等との相互連絡体制等について十分に検討する。

2 町民、自主防災組織等の救急・救助への協力

地震災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動が必要になる。このため、町民、自主防災組織等は、日頃から、必要な体制を検討しておくとともに、県や町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。町は、町民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

3 消防団、自主防災組織、町民の救出活動能力向上のための教育、指導

町及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、町民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

県は、町及び消防機関が行うこれらの活動等を支援する。

4 災害救援ボランティア組織との連携

町や関係機関と日頃から相互連絡体制等について十分検討するとともに、県や町が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

第3 救急・救助用資機材等の整備

救助・救急機関は、救助用資機材の整備を推進する。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

1 救急用装備・資機材等の整備方針

(1) 町及び消防本部

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

・車両

救急車、特殊救急車（スーパーアンビュランス）

・救急資機材

高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ*

(注) *トリアージ・タッグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具。

(2) 警察及び自衛隊

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車等の整備・点検に努める。

2 救助用資機材等の整備方針

(1) 町及び消防本部

ア 家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

(ア) 消防署等

- ・高度救助用資機材（ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機）、熱画像直視装置
- ・救助用ユニット

画像探索装置、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター）

・消防隊員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

(イ) 消防団

・消防団員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第2条別表による。

・担架（毛布・枕を含む）

・救急カバン

(ウ) 自主防災組織

・担架（毛布・枕を含む）

・救急カバン

・簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）

・防災資機材倉庫等

イ 災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

(2) 警察

ア 警察署に、最小限度必要と認められる救助用資機材を集中的に配置して、活用するように努める。

・救助用資機材

(例) 救命ボート、エンジンカッター、ボルトクリッパー、大型バール、チェーンソー、車両移動器具、削岩機、投光機、大型ハンマー

イ 道路等の障害物の除去や、がけ崩れ現場、倒壊家屋等からの救出・救助に強力な力を発揮する災害活動用車両の整備を図る。

・災害活動用車両

(例) 災害用強力投光車、クレーンレッカー車、多目的災害活動車、災害用レッカー車、災害用ショベル車、給水車、クレーン付ダンプ車

(3) 自衛隊

災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、救助用資機材や車両等の整備・点検に努める。

第11節 医療体制の整備

第1 基本的な考え方

災害発生時において、町、県、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県D P A T実施要領」による。

第2 情報収集管理体制の整備

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。町、県、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

- ・ 災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（道府県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努める
- ・ 災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

第3 医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（D M A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナース、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）、保健師等チーム、島根県栄養士会及び医療救護班等が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、すべての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図る。

また、県内体制で対応できない災害に備え、国及び他の都道府県等の広域的な連携も想定した体制整備を図る。

医療救護活動に必要な医薬品・医療材料の確保・供給、薬剤師の確保・派遣に関する業務の補完、実施を行う災害薬事コーディネーターについては、活動体制の整備に努める。

さらに、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

これらの医療救護体制の整備を推進するため災害医療関係機関連絡会議を設置し、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。

第4 防災訓練

災害発生時において、町、県医療関係機関及び防災関係機関等は、地域防災計画及びそれに基づき各機関が作成するマニュアルの定めるところにより医療救護活動を実施することとなるが、これらの医療救護を円滑に行うために、平常時から町、県、医療関係機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

第12節 交通確保、規制体制の整備

第1 基本的な考え方

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送や必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第2 交通規制の実施責任者

1 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおりである。

区 分	実 施 責 任 者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道) 町長 (町道) 西日本高速道路株式会社 (西日本高速道路株式会社が管理する道路)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会 ・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 本県又はこれに隣接し、若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

第3 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区 分	整 備 方 針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。 また、警察等関係機関と連携を図るとともに道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。
公安委員会 ・警察機関	警察機関は、大規模災害発生時における交通確保のため、次の事項を推進する。 ア 交通規制計画の作成 大地震における交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を早期に確保するため、交通規制計画を策定する。 イ 装備資機材・交通管制施設の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材及び災害対応型信号機や交通情報板等の交通管制施設の整備に努める。 ウ 運転者の取るべき措置の周知徹底 災害発生時における運転者の取るべき措置について、各種講習、会合等の機会を活用し、周知徹底を図る。 エ 隣接県警察等との協力体制の確立 大規模災害発生時の相互支援、広域交通規制等について、隣接・近接県警察と事前に協力体制を確立する。 オ 関係機関等との連携 緊急交通路等の道路機能を確保するため、道路管理者、防災関係機関・団体等との協力体制を確立するとともに、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 また、島根県警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（J A F）との支援協定が有効適切に機能するよう、連携を強化するとともに交通指導員との連携にも配慮する。 カ 道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。

第4 緊急通行車両の確認の申請及び規制除外車両の事前届出

1 緊急通行車両の確認申出

(1) 確認の対象とする車両

知事又は公安委員会が行う災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく確認の対象となる車両は、災害対策基本法施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されている。

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両は、緊急通行車両であることの確認を申請することができる。

- ア 警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用しようとする者は、知事（防災部防災危機管理課）又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた知事（防災部防災危機管理課）又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

2 規制除外車両の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して規制除外車両証明書が円滑に交付されることとなることから、事前届出を積極的に行うものとする。

(3) 届出済証の交付と確認

ア 審査

県公安委員会は、規制外車両に該当するか否かの審査を行い、該当すると認められるものについては、「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。

届出済証は、附属資料の様式を参照。

イ 届出済証の交付を受けた車両の確認

届出済証の交付を受けた車両については、県防災危機管理課、警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。

制除外車両事前届出済証の確認の後、規制除外車両確認申出書の提出を受けたうえで災害対策基本法施行規則別記様式第4の「標章」及び様式第5の「規制除外車両確認証明書」を交付する。

「標章」、「緊急通行車両確認証明書」は、第2編第2章第12節「交通確保・規制」を参照。

第13節 輸送体制の整備

第1 基本的な考え方

地震災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第2 輸送体制の整備方針

1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

2 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、町及び県をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- (1) 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。
- (2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。
- (3) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施を図るため、協定に基づき公益社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に併せ、物流専門家等の派遣を要請する。また、物資の輸送拠点として運送事業者の施設を活用するための体制整備を図るものとする。
- (4) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- (5) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する以下の輸送手段を確保しておく。

- ア 自動車による輸送
 - (ア) 災害応急対策実施機関所有の車両等
 - (イ) 公共団体等の車両等
 - (ウ) 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
 - (エ) その他の民間の車両等
 - (オ) 石油燃料の輸送車両等
- イ 鉄道による輸送
- ウ 航空機による輸送

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

平時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

2 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておく。

なお、町、県及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、輸送施設及び輸送拠点については、災害時の安全性の確保に配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア 緊急輸送道路の指定

(指定箇所については「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」参照。)

イ 臨時ヘリポート等の指定

(指定箇所については「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」参照。)

(2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておく。なお、町、県及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、集積拠点については、災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域防災拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア 救援物資等の備蓄・集積拠点

イ トラックターミナル等の指定

ウ 卸売市場等の指定

第4 緊急輸送道路啓開体制の整備

1 啓開道路の選定基準の設定

地震災害時において、道路啓開（道路上の土砂、災害廃棄物等を除去し、交通確保を図ること）を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、自然災害発生後の障害物の除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じて、道路法等に基づき、協議会等の設置による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに定期的な見直しを行う。

4 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、地震災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開応急復旧等（以下「道路啓開等」という）の作業が実施できるように、道路啓開等に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第14節 防災施設、装備等の整備

第1 基本的な考え方

大規模地震災害時における各種防災装備・資機材等を整備する。

第2 災害用臨時ヘリポートの整備

町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努めるものとする。

なお、孤立可能性のある地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努めるものとする。

1 臨時ヘリポートの選定

町は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定しておく。

2 県への報告

町は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

3 臨時ヘリポートの管理

町は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮しなければならない。

第3 防災装備等の整備・充実

防災関係機関は、応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

町、県（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するにあたっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

1 各種防災装備等の整備

- (1) 特殊車両
- (2) その他（可搬式標識・標示板等交通確保、規制対策用資機材等）

2 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておくものとする。

第15節 食料、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

第1 基本的な考え方

地震災害時の町民の生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、通信機器及び防災用資機材等の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進する。あわせて、新物資システム（B P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

第2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 品目

避難者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、合わせて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビンも併せ確保・調達する。

これら品目の調達にあたっては、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。

なお、備蓄は乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等調理不要で保存期間の長い品目とする。

ウ 食料の調達、給与は町長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

(3) 備蓄物資の公表

県及び町は、物資の備蓄状況については年に1回、広く県民に公表する。

(4) 物資の分散備蓄

物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

2 食料及び給食用資機材の備蓄

(1) 町は、1(2)の食料の備蓄並びに調達計画に基づき、短期的避難所生活者等を対象とする料及び給食用資機材の備蓄を行う。

(2) 民間事業所は、町及び県からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進しておく。

- (3) 短期間避難所生活者等についてはおおむね3日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

短期的避難所生活者等については、県、市町村、県民がそれぞれ1日の備蓄を行うことを目標とする。

3 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

町は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食料等の調達を行う。

4 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

町は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、食料等の輸送体制の整備方法について輸送業者と十分協議しておく。

5 食料及び給食用資機材の集積地の指定

町は、集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

第3 飲料水等及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

給水対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 品目

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のための飲料水等及び給水用資器材を確保する。

(2) 飲料水等及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

県は被害想定に基づき、町の対策を補完する立場から、県の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水等及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

また、県は災害の規模等に鑑み、町が自ら飲料水等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に飲料水等を確実かつ迅速に届けられるよう、飲料水等の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

町は、被害想定に基づき、町の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水等及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 飲料水等及び給水用資器材の備蓄並びに調達

町は、飲料水等及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水等及び給水用資器材（給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により代替水源の確保に努める。

第4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 燃料等生活必需品の給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又は棄損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 品目

(ア)寝具 (イ)外衣 (ウ)肌着 (エ)身回り品 (オ)炊事用具 (カ)食器 (キ)日用品
(懐中電灯(電池を含む)、トイレットペーパー、ティッシュペーパー) (ク)燃料、光熱材料 (ケ)簡易トイレ、仮設トイレ (コ)情報機器 (サ)要配慮者向け用品 (シ)女性用衛生用品 (ス)紙おむつ (セ)作業着 (ソ)小型エンジン発動機 (タ)カセットコンロ、カートリッジボンベ (チ)土のう袋 (ツ)ブルーシート

ウ 民間事業等への協力の要請

町及び県は、特に昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための燃料等生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

県は、被害想定に基づき各町が策定した燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画を受け、町の計画を補完する立場から、県の必要備蓄品目、数量、並びに災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

また、県は災害の規模等に鑑み、町が自ら燃料等生活必需品の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に燃料等生活必需品を確実かつ迅速に届けられるよう、燃料等生活必需品の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

町は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 燃料等生活必需品の備蓄

町は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための燃料等生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

3 燃料等生活必需品の調達体制の整備

町は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議しておく。

4 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

県は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、県が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の町集積地までの輸送に関して、業者と協定の締結に努め、輸送体制を整備しておく。また、これらの輸送力が不足した場合、自衛隊へ

要請することにより輸送力を確保できるよう事前に協議しておく。

町は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、町が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

第5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

また、町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

1 基本事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に町及び県が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に、避難先及び広域避難地において一時的に収容・保護した短期避難所生活者とする。

イ 品目

- (ア) ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋
- (イ) バール、ジャッキ、のこぎり
- (ウ) 発電器、投光器
- (エ) ハンドマイク
- (オ) 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
- (カ) テント、防水シート
- (キ) 懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池
- (ク) 仮設トイレ（簡易トイレ）
- (ケ) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- (コ) 間仕切り、女性用更衣テントなどの指定避難所等でのプライバシー保護に必要な資機材

(2) 防災用資機材等の備蓄計画の策定

町は、被害想定及び避難先の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

2 災害救助用物資・資機材の備蓄

県は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、救助用物資・資機材の備蓄を行う。

3 災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

県は、災害時において救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定

の締結に努める。

町は、災害時において救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

4 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

県は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、広域防災拠点における備蓄物資等の拠出、仕分け、輸送に関し担当課等と十分協議しておく他、これらの物資等を必要とする地方機関や町の集積地までの輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

町は、災害救助用物資・資機材等の拠出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておく他、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

第6 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

(1) 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う町、県及び町、県が要請した機関とする。

(2) 品目及び目標数量

品目は、災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急医療用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とする。

2 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

県は、被害想定に基づき、備蓄すべき医療救護資器材並びに流通在庫から調達すべき医薬品の品目、数量、輸送方法及びその他必要事項等を策定する。

町は、被害想定結果に基づく人的被害（負傷者）数及び医療関連機関における現在のストックの状況を把握の上、町が備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等の策定に努める。

(1) 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

(2) 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど自主対策の推進に努める。

3 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

県は、医療資器材の集積所、救護所、指定避難所等における医薬品等の輸送について担当課と協議しておくとともに、医薬品等の仕分け、管理について薬剤師等専門知識を持ったマンパワーが必要であることから、薬剤師会等に協力を求めるなど医薬品管理体制の整備を図る。

町は、医療用資器材の集積所、救護所、避難所等における輸送について担当課と協議しておく他、輸送業者と協定の締結に努める。

第16節 廃棄物等の処理体制の整備

第1 基本的な考え方

地震災害時には、建物の倒壊、焼失等により、大量の廃棄物が発生するおそれがある。

また、トイレの使用ができないことにより、し尿処理の問題が生じる。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

第2 廃棄物処理体制の整備

1 趣旨

災害にともない大量に発生した廃木材やコンクリート殻類等の災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する体制を整備する。

2 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

町及び県は、本編第2章第21節「廃棄物等の処理」に示される廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

- (1) 町は、災害廃棄物対策指針（環境省）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物等を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみ等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定しておくとともに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施し、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。
- (2) 町及び県等は、あらかじめ民間のごみ処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようにするとともに、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておく。
- (3) 町及び県等は、災害廃棄物に関する情報や取組等をホームページにおいて公開するなど、周知に努める。

3 維持管理対策

町等は、廃棄物の適正処理に影響が生じないよう、普段より施設の維持管理を十分に行う。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

4 災害廃棄物の仮置場の選定

災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別等適正処理の対応が出来ること。

5 倒壊家屋からの災害廃棄物等

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

6 広域処理体制の確立

町等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

第3 し尿処理体制の整備

1 趣旨

災害時に発生した、し尿を適正に処理する体制を整備する。

2 し尿処理要領の習熟と体制の整備

町等は、廃棄物等の処理活動の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

また、町及び県等は、あらかじめ民間のし尿処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようまた、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておく。

3 災害用仮設トイレの整備

町及び県等は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業者・団体を把握し、災害時に積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておく。

4 し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるようにしておく。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。

第4 応援協力体制の整備

県は、町における廃棄物処理体制への指導・助言・広域的な協力体制の確保・被害情報収集体制の確保のため、市町村等・他県・廃棄物関係団体・関係省庁との連絡調整等をスムーズに実施できる体制を整備しておく。

廃棄物の処理は町が個別に行っている事業であるため、被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、市町村等間での廃棄物等の収集運搬体制の整備、被災した処理施設の復旧作業期間における廃棄物等の処理に関する応援協力体制の整備が必要となる。

そのため、町は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査のうえ、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。

第17節 防疫・保健衛生体制の整備

第1 基本的な考え方

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

第2 防疫・保健衛生体制の整備

県（保健所）及び町における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ、以下の体制を整備しておく。

1 町の防疫班の編成

町は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 県の検病調査班の編成

県（保健所）は、検病調査のための検病調査班の編成計画を作成する。

検病調査班は、各保健所1班とし、1班の編成は医師1名、保健師又は看護師1名、臨床検査技師1名、事務連絡員1名の4名を基準とする。

3 防疫・保健衛生活動要領の習熟

町、県及び関係機関は、活動方法・内容に習熟する。

第3 食品衛生、監視体制の整備

地震災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

第4 防疫用薬剤及び器具の備蓄

町及び県は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

第5 動物愛護管理体制の整備

町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

第18節 消防団及び自主防災組織の育成強化

第1 基本的な考え方

広域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害による被害を軽減するためには、町民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要がある。

そこで、町は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

第2 消防団の育成強化

1 基本方針

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。

このため、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、育成強化を促進する。

2 現状及び今後の取り組み

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動にも影響を及ぼしており、過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化により、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力に低下、団員のサラリーマン化に伴う昼間消防力の低下といった課題を抱えている。

今後は、町において、次のような点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。

また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

- (1) 大規模災害等に備えた車両・資機材・拠点施設の充実やより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- (2) 団員の処遇改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。
- (3) 消防団活動に対する地域住民や事業所の理解促進を図る。
- (4) 公募制の導入等入団募集方法の検討や事業所への働きかけなどいわゆる「サラリーマン」対策を実施し青年層の入団促進を図る。
- (5) 女性消防団員活動の積極的推進を図る。

第3 自主防災組織の育成強化

1 地域の自主防災組織の育成強化

(1) 全体計画

ア 基本方針

地震災害に際して、被害を防止し、軽減するためには、町民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。町民自らが初期消火活動や自主避難等を行い、被災者を救出・救護することなどで、これらの防災活動を行うときは、町民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

イ 自主防災組織の編成

以下の点に留意して、自主防災組織の編成を行う。

- (ア) 地域自主組織及び自治会等に防災部を設置している場合等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。
- (イ) 地域自主組織及び自治会等があるが、特に防災活動を行っていない場合は、活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げるにより、自主防災体制の整備を推進する。
- (ウ) 地域自主組織及び自治会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話し合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

ウ 自主防災組織の平常時の活動

(ア) コミュニティ活動

要配慮者を含めた自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

(イ) 防災知識の普及

災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

(ウ) 防災訓練

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練の実施

(エ) 防災資機材等の備蓄等

消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

エ 自主防災組織の災害時の活動

(ア) 情報の収集・伝達

(イ) 出火防止、初期消火

(ウ) 避難誘導

(エ) 救出救護

(オ) 給食給水

(カ) 要配慮者の安全確保等

オ 自主防災組織等の育成

住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、町、県、消防本部、関係団体が協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図るとともに、消防団と自主防災組織や防災士等組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

町、消防本部は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

その際、女性の参画の促進に努める。

カ 民間防火組織の育成

日頃から火災予防に関する知識を身につけ、出火防止、初期消火方法、避難等の行動・知識を習得することは、安全な地域社会づくりに必要なことである。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブの育成強化を図る。

第4 住民による地区の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災

計画の素案として防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第19節 企業（事業所）における防災の促進

第1 基本的な考え方

企業（事業所）は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取組が求められている。

町及び県は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（BCP）の策定などを推進する必要がある。

第2 防災体制の整備

県は、企業（事業所）における防災組織の整備の促進を目的として、町とともに関係機関の協力体制の確立に努めるとともに、町が行う防災組織整備の支援を行う。

町は、消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられている企業（事業所）に対して、自衛消防組織の整備・充実を支援するとともに、地域町民の自主防災組織との連携強化を図る。なお、設置が義務づけられていない企業（事業所）についても、自主的な防災組織の設置を促進する。

また、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

企業（事業所）においては、防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化などの防災体制の整備に努める。

第3 事業継続の取組の推進

町及び県は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供など、企業（事業所）の事業継続に向けた取組を推進するとともに、事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる企業等の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

また、町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

企業（事業所）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4 事業者による地区の防災活動の推進

町内の一定の地区内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化

第1 基本的な考え方

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。

災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。

町及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から登録被災者援護協力団体との連携強化に努め、活動環境の整備を図る。

また、全国各ブロックの特定の都市等と平時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

第2 災害ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するような被災者の生活支援を目的とする一般ボランティアの活動と専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアの活動とがある。

また、これらの災害ボランティアが活動しやすいように、ボランティアニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行うボランティア・コーディネーターの活動がある。

一般ボランティア

- (1) 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- (2) 指定避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援
- (3) 救援物資、資器材の仕分け・配給
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入業務
- (6) 外国人被災者への情報提供、簡単な通訳（意思疎通の補助）

第3 災害ボランティアの育成

町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努めるとともに、活動上の安全の確保、災害ボランティアセンター運営のための人材育成及び避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

第4 災害ボランティアコーディネーターの育成

町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。

第5 災害ボランティアの普及・啓発

町及び県は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域町民にも災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発に努める。

また、町及び村県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び町民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への町民の参加を促進するため必要な普及・啓発に努める。

第2 1 節 防災教育

第1 基本的な考え方

地震災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、町民をはじめ各防災関係機関等が、地震に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、各防災関係機関は、町民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、自主防災組織の取り組みや地域での声かけなど、自助・共助による防災対策の重要性について、住民の意識啓発、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う町民運動の展開に努めるものとする。その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努めるものとする。

第2 町職員への防災教育

町職員に地震災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育の方法

- (1) 講習会、研修会の実施（自治研修所等で実施する県職員向け研修等）
- (2) 各種防災訓練への積極的参加の促進
- (3) 職員用防災活動マニュアル（活動手引き）や啓発用資料の作成・配布
- (4) 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

2 教育内容

- (1) 地震についての一般的知識
- (2) 防災対策の現況と課題
- (3) 地域防災計画、防災業務計画の内容
- (4) 各機関の防災体制と各自の役割分担
- (5) 職員のとるべき行動
- (6) 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法等）、及び医療・救護等の技能修得
- (7) 総合防災情報システムの操作方法等
- (8) その他必要な事項

第3 町民への防災教育

町、県及び防災関係機関は、町民に家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、最低3日間、奨励1週間の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による災害時のニーズの違いに配慮するよう努める。

1 普及の方法

(1) 社会教育事業、各種団体、地域コミュニティを通じた普及・啓発

地域自主組織、自治会、自主防災組織、PTA、女性団体、事業所団体等各种団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて災害に関する知識を普及啓発するとともに、交流センター等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、町民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の地震防災活動に寄与する意識を高める。

また、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(2) 広報媒体による普及

町及び県は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。

- ア ラジオ、テレビ、CATV、町ホームページ（防災に関するページの活用）等
- イ 新聞、雑誌
- ウ 広報紙やパンフレット等の印刷物
- エ 防災ビデオ
- オ 講演会・映画上映会等の開催
- カ 防災マップ等

2 周知内容

(1) 町の防災対策

(2) 地震災害に関する一般的知識と過去の災害事例

(3) 地震災害に対する平素の心得

- ア 周辺地域における災害危険性（地盤災害、津波、火災、危険物災害等）の把握
- イ 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ウ 家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
- エ 火災の予防
- オ 応急救護等の習得
- カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- キ 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等物資の備蓄
（最低3日（推奨1週間）分）
- ク 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、マスク、消毒液、体温計のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備）
- ケ 自主防災組織の結成
- コ 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
- サ ボランティア活動への参加
- シ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備等
- ス ライフライン途絶時の対策
- セ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ソ 自動車へのこまめな満タン給油
- タ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性

バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(4) 災害発生時の心得

- ア 地震発生直後にとるべき行動（場所別）
- イ 出火防止と初期消火
- ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- エ 救助活動
- オ テレビ・ラジオ等による情報の収集
- カ 避難実施時に必要な措置
- キ 避難先での行動
- ク 自主防災組織の活動
- ケ 自動車運転中及び旅行中等の心得
- コ 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
- サ マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な指定避難所の運営管理のために必要な知識等

3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、町、県等は、その制度の普及促進に努めるものとする。

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

- (1) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- (2) 災害発生時及び事後に進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
- (3) 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、地震災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

2 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習（探究）の時間における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする防災学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課外活動や日常の学校生活での指導なども含めた幅広い機会をとらえて、災害時に起こる様々な危険

を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする防災指導を行う。

防災学習及び防災指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心情や態度を育てるため、道德の時間の指導との密接な関連を図る。

総合的な学習（探究）の時間において、学校の実状に応じて、教科などの発展として、防災に関する課題を設定し取り組む。

3 学校行事としての防災教育

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定したり、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど適切に行う。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいらなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、地震体験車（起震車）等による地震疑似体験の実施及び町が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

4 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

第5 防災上重要な施設の職員等への防災教育

1 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は職員に講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図ることとする。

2 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努めることとする。

第6 事業所における防災教育等

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めることが必要である。

町及び県は、事業所におけるこうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる町場の健全な発展に向けた条件整備等に取り組む。さらに事業所職員の防災意識の

高揚を図るとともに、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図る。また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

第7 災害教訓の伝承

- (1) 町、県、国は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとするほか、過去に発生した災害の記録を活用した研修会を開催するなど、地域の特性を踏まえた防災教育に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- (2) 町民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町、県、国は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第22節 防災訓練

第1 基本的な考え方

1 趣旨

地震災害時には、町、県及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と密接に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

2 留意点

- (1) 町、県及び各防災関係機関等は、防災訓練を実施するに当たっては、地域の災害リスクに基づき、考え得るさまざまな被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震災害の被害の想定を明らかにし、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割（基本法第4条、第5条、第6条及び第7条）に即した内容となる訓練を行う。この際、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう関係機関と連携を図るほか、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるほか、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

- (2) 救出・救護等における要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

- (3) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

- (4) 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。そのため、第1編第5章「地震被害想定」に示した地震災害時の防災関係機関及び住民の警戒避難活動上の基本的な傾向及び課題を踏まえ、地震災害時の時間経過とともに生じ得る様々な事象等に対応した効果的な防災訓練を推進する。

第2 総合防災訓練

1 町（広域連携）

町は、県（各地区）、防災関係機関、町民、企業等と一体となって、初動活動訓練や各防災機関の連携訓練など災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。こ

れにより各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

2 町（単独又は隣接市町と共同）

町は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び町民の協力を得て、総合訓練を反復して実施する。

3 防災関係機関及び町民等

陸上自衛隊、警察本部、消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地域自主組織、自治会、自主防災組織及び町民は、総合訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めるものとする。

第3 シミュレーション訓練（図上訓練）

町、県、防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、シミュレーション訓練（図上訓練）による各種訓練を実施する。シミュレーション訓練は、様々な想定地震・想定事象のもとで図上で実施し、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、おおむね以下に示す訓練実施項目を実施し、訓練後は、適宜、評価・検討を実施する。

- 1 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員・配備、指揮命令、情報収集・伝達
- 2 緊急避難等町民への救援活動及びこれに伴う措置
- 3 応急・復旧用資機材、救助物資等の緊急輸送

第4 個別訓練

町、県及び各防災関係機関等は、総合防災訓練のほか訓練種目を選定し、個別的な訓練を実施する。

1 予報及び警報等の伝達及び通信訓練

気象業務法、消防法に定める予報及び警報等の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

予報及び警報等の町民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要によりこれを実施する。

2 災害防御訓練

災害による被害の拡大を防御するための訓練は、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害対策本部設置訓練

町及び県は、災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置・設営及び運営訓練を実施する。

(2) 非常参集訓練

町及び県は、災害時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各部局の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。

(3) 情報収集・非常通信訓練

町及び県は、災害時には、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信が輻輳したり途絶する事態が予想されるので、このような事態に対処するため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。

(4) 消防、救急・救助訓練

消防機関は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域町民と一体となった消防訓練を実施する。

また、消防機関は、中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。

(5) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、災害時における避難指示等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。

また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。

(6) 医療救護訓練

町、県及びDMA T、DPA T、医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

(7) その他の訓練

町、県及び防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、図上訓練や防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練などの各種訓練を実施する。

町は、定期的な訓練の実施により、町民に危険箇所、避難場所等を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の地盤災害等による孤立可能性などの情報を提供するとともに、DIG (Disaster Imagination Game 図上訓練ゲーム) の使用等により、町民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。

3 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、おおむね次の項目について行う。

- (1) 鉄道、道路の交通確保
- (2) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (3) 決壊堤防の応急修復
- (4) 電力、通信施設の応急修復

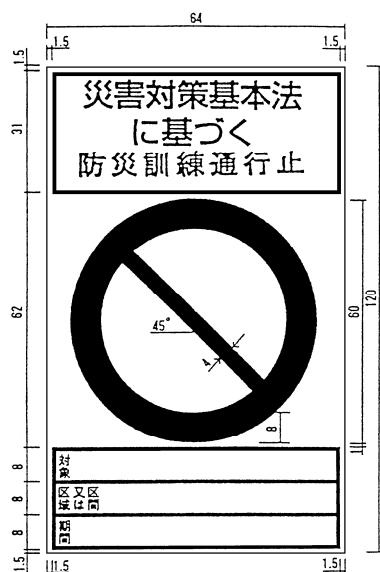
4 防災訓練時の交通規制

県公安委員会は、町、県が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における交通規制を行うことができる（災害対策基本法第48条第2項）。

なお、交通規制を実施する場合は、総理府令で定める様式の標示（規制標識）を設置しなければならないが、これが困難な場合は警察官の現場の指示により交通規制を行わなければならない（規

制の標識の様式は別記のとおり）。

災対法施行規則別記様式第1（第1条の2関係）



備 考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第23節 要配慮者等安全確保体制の整備

第1 基本的な考え方

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい要配慮者は、本町の高齢化や国際化の進展に伴い、今後増加することが予想される。このため、町、県及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第2 避難行動要支援者等支援体制の構築

1 避難行動要支援者に配慮した避難計画の策定

町は、避難計画（本編第2章第7節「避難活動」参照。）の策定に当たっては、特に以下の点に留意する。

- (1) 要配慮者及び避難行動要支援者への緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等の伝達方法
- (2) 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- (3) 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における避難支援等関係者、町の役割分担

2 避難行動要支援者名簿の作成

町は、災害対策基本法に基づき、次のとおり避難行動要支援者名簿を作成し、運用する。

- (1) 町は、地域防災計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

- (2) 町は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- (3) 避難行動要支援者名簿の作成、活用等に当たり必要な次に示す事項等については、地域防災計画に定める。なお、その他必要な事項については、避難行動要支援者の避難支援のための個別避難計画に定める。

ア 避難支援等関係者となる者

奥出雲町消防団、雲南消防本部、雲南警察署、民生児童委員、奥出雲町社会福祉協議会、自治会等

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- (ア) 75歳以上の一人暮らしの高齢者
- (イ) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条に規定する要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けている者でかつ障がい者の寝たきり度がA-2以上又は認知症高齢者の日常生活度がⅡb以上の者
- (ウ) 身体障害福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する障がいを有する者（ただし、心臓・じん臓機能障害のみで該当する者を除く。）

- (エ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児156号事務次官通知）の規定により、療育手帳の交付を受けている者で、A判定を受けている者
 - (オ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、障害等級1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (カ) 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）に規定する特定疾患治療研究事業の対象疾患に罹患している者
 - (キ) その他支援を必要とするものとして町長が認める者
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (ア) 75歳以上のみの世帯員は、町民課と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
 - (イ) 要介護・要支援認定を受けた者は、要介護認定情報等により把握する。
 - (ウ) 身体障害者手帳の交付を受けた者は、身体障害者手帳台帳及び福祉総合システムにおける情報等により把握する。
 - (エ) 療育手帳の交付を受けた者は、福祉総合システムにおける情報等により把握する。
 - (オ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、福祉総合システムにおける情報等により把握する。
 - (カ) 難病患者は、島根県と連携し難病患者台帳における情報等により把握する。
 - (キ) 妊産婦及び乳幼児は、健康福祉課や町民課と連携し、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳を活用する等により把握する。
 - (ク) 日本語での会話が困難な外国人は、町民課と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- エ 名簿の更新に関する事項
- 名簿の電子情報更新は随時行うものとする。避難支援等関係者に事前に提供する名簿は年1回更新するものとする。
- オ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
- 避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう次に示す事項を参考に、町が講ずる措置を定める。
- (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する
 - (イ) 町内の一地区の自主防災組織に対して、町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する
 - (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する
 - (エ) 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する
 - (オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する
 - (カ) 避難行動要支援者名簿の提出先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する
 - (キ) 名簿情報の取扱状況を報告させる
 - (ク) 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する
- カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (ア) 避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達
避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮が必要な事項を定める。
 - a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする
 - b 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する
 - c 要配慮者にあった必要な情報を選んで伝達することなど

- (イ) 多様な手段の活用による情報伝達
要配慮者の聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由等それぞれの障がいの状況に応じた具体的な伝達手段を定める。
- キ 避難支援等関係者の安全確保
避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

- (4) 個別避難計画の作成にあたり、自治会等は、自助・共助を基本として「地域のことは地域で助け合う」との考え方のもと互いに連携協力し、日頃の活動等を通じて、また社会福祉協議会、福祉専門職（福祉事業所）との連携を図りながら、地域に居住する要支援者を把握し、町長に対しその情報を提供するものとする。

3 避難行動要支援者の避難支援

- (1) 町は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、個別計画等の作成に努める。
- (2) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

4 県の避難行動要支援者支援体制

- 県は、町における個別避難計画等の事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努める。
- また、大規模災害においても避難行動要支援者の避難等を広域的に支援するため、関係機関、団体等との協力体制を整備する。

第3 地域における要配慮者対策

1 防災設備、物資、資機材等の整備

- 町は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、要配慮者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。
- また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災警報器の設置の推進等に努める。

2 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

- 町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ受けないために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練において、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。
- また、町は、ホームヘルパーや民生委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

3 防災基盤の整備

町及び県は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の指定避難所での生活が困難となる避難者を円滑に移送・収容できる環境を整備するとともに、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）制度の周知を図る。

4 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、パンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進する。

この他、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県がしまね国際センターと共同設置する「災害時多言語支援センター」における、多言語による災害情報の発信や避難所等での翻訳・通訳等の支援についても連携を図る。

第4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設、保育所、病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資器材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、社会福祉施設管理者は災害発生時には多数の避難者の緊急入所や他被災施設から移送が必要となることから、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用

等を図り、避難行動要支援者等の処遇の確保に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動が取れるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的の実施するよう努める。

5 防災基盤の整備

町及び県は、避難行動要支援者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

6 社会福祉施設等における対策

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内、近隣都道府県内における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう指導に努め、あわせて、その内容を県に登録するよう要請する。

また、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。

第24節 孤立地区対策

第1 基本的な考え方

地震の際には、地震動による土砂災害等により交通が寸断され、集落が孤立するおそれがあるため、孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

第2 通信手段の確保

1 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、町、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

2 地震の発生を前提とした通信設備の運用

町及び孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

3 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、地域自主組織、自治会、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

第3 物資供給、救助体制の確立

1 孤立地区の町民ニーズの適切な把握

町民の救出や物資の適切な供給に当たり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や町、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）等

2 ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

3 無人航空機等の輸送手段の確保

孤立地区が発生した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

第4 孤立に強い地区づくり

1 備蓄の整備・拡充

孤立の可能性のある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。備蓄に当たっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、地域自主組織、自治会、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、要配慮者への配慮にも努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

2 避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、当該施設の耐震化の推進や少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備を行う。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、町民への危険箇所、避難先を周知徹底する。

3 マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

第5 道路寸断への対応

1 対策工事の実施

緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

2 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第25節 調査研究

第1 基本的な考え方

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が重要となる。

このため、町及び防災関係機関は、地震被害とその対策の在り方等について、総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、町は、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施するものとする。

第2 震災対策調査研究の推進

1 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。したがって、被害想定調査は、工学的、実験実証等をおりませた、科学的な想定とし、対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して行う。

また、地震による被害が、どこでどの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資するものとする。

2 シミュレーション訓練手法の開発

実践的なシミュレーション訓練の実施要領（訓練の想定条件やシナリオの付与方法、シミュレーション訓練テーマの抽出方法、訓練参加組織間の連携・調整方法等）、並びに訓練により得られた結果を防災施策に反映する方法を研究する。

3 その他の調査研究

過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等。

第3 地域危険度調査研究の促進

町は、防災アセスメント^{*1}を実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（地域自主組織単位、自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ^{*2}等の作成を積極的に推進するものとする。

その他、地震被害軽減のための各種調査研究が求められる。

（注）

- *1 防災アセスメント：町等の地形分類資料等による航空写真判読や過去の災害履歴等の資料をもとにした調査により、地域の災害危険性を総合的・科学的に明らかにする作業。
- *2 地区別防災カルテ：防災アセスメントによって得られた災害危険地図に住家や防災施設を加え、コミュニティレベルでの総合的危険度を判別しうる大縮尺の防災地図